令和6年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和7年10月

三重県監査委員

三重県知事 一 見 勝 之 様

三重県監査委員 村 上 亘

三重県監査委員 長 田 隆 尚

三重県監査委員 石 垣 智 矢

三重県監査委員 伊 賀 恵

令和6年度決算に係る健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和7年8月12日付け総務第07-56号で審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

三重県監査委員監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠し、次のとおり令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率審査を実施した。

1 審査の対象

令和6年度一般会計等及び公営事業会計の決算に係る健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

2 審査の着眼点及び実施内容

三重県知事から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに それらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が 行われているか

などに重点を置き、三重県歳入歳出決算、同付属書類及びその他の証拠書類 等と照合し、確認を行った。

なお、審査にあたっては、関係部局において積算根拠等の妥当性、客観性 について確認したほか、地方公社・第三セクター等の調査を実施し、審査の 参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の 基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であると認めら れた。

また、健全化判断比率については、実質赤字額は生じておらず、算定された比率も早期健全化基準を下回っている。資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足は生じていない。

【健全化判断比率】

比 率 名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(参考) 早期健全化基準
実質赤字比率	-%	-%	-%	3. 75%
連結実質赤字比率	-%	-%	-%	8.75%
実質公債費比率	12.1%	11.6%	11. 3%	25%
将来負担比率	169.4%	164. 5%	164. 4%	400%

- (注) 1 実質赤字比率は、収支が黒字であることから算定されない。
 - 2 連結実質赤字比率は、収支が黒字であることから算定されない。

【資金不足比率】

会 計 名	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(参考) 経営健全化基準
地方卸売市場事業 特別会計	-%	-%	-%	20%
港湾整備事業 特別会計	-%	-%	-%	20 /0

(注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

2 個別意見

実質公債費比率及び将来負担比率は、「1 総合意見」のとおり、早期健全化基準を下回っているとともに、いずれも前年度より低下している。しかし都道府県平均値と比較すると、実質公債費比率は 1.2 ポイント程度上回っており(令和5年度:10.1%)、将来負担比率についても15.7 ポイント程度上回っている(令和5年度:148.7%)。

公債費については、元金償還金の減などにより減少し、実質公債費比率も前年度より低下したほか、県債管理基金の積立不足が令和 6 年度末に解消された。一方、金利の上昇により公債費への影響が見込まれることなどから、引き続き、公債費の適切な管理について留意されたい。

【地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲】

		7.4.2	ν.	ま主任伝にわける関王任刊例几至	7	ŕ	, -,	· —			
				三重県の会計						, .	
				般 会 計	\rfloor /	\setminus	/	$\setminus \mid$	Λ	$ \Lambda $	
			県債管理特別会計		\				$ / \rangle$		
	般 会			三重県立総合医療センター資金貸付特別会計	5	実			$/ \setminus$	/ \	
	計			母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計		質	_	L)	<u> </u>	Ц,	7
	等	#- - -		三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計		赤 字	25	.	実		
	· 普	特		就農施設等資金貸付事業等特別会計		比	連結実質表		質公公		
	(普通会計)	別		林業改善資金貸付事業特別会計	2	率				将	
	云 計	会		沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計	7						
		計		中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計	\ 			赤			
	公営企業 会計以外	рl		国民健康保険事業特別会計			·····································		債		
公	/ 141. 1	(地方公 営企業法		地方卸売市場事業特別会計				 د	費	負	
				港湾整備事業特別会計			ዻ	<u> </u>	比		資金
業	(地方公	企	, ,	水道事業会計				Ы	率	担	不足
会	営企業法 適用)	業	4.44	工業用水道事業会計						,_	比
計	公営企業	会		病院事業会計		-	$ \setminus $	/	ለ		率
	会計	計	•	流域下水道事業会計			$ \rangle$		1 L	比	
		<u></u>		四日市港管理組合					$\rightarrow \downarrow$		
	Ed. 4, 474 // 1978			The second of th					<u> </u>	率	
				三重県土地開発公社							
			三重県立総合医療センター								
地方公社•			三重県立看護大学						۲ ۱	ן ול	
第三セクター等				三重県農林水産支援センター(損失補償)							
				三重県信用保証協会(損失補償)							
				三重県産業支援センター(損失補償)							

(注) 企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計、流域下水道事業会計)については、令和6年度決算に係る資金不足比率(企業会計分)審査意見書を別途作成し、資金不足比率を会計ごとに算定している。

令和6年度決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書 令和7年10月

三 重 県 監 査 委 員 事 務 局 〒514-0004 津市栄町1丁目 954 番地

TEL 059-224-2924

FAX 059-224-2220

https://www.pref.mie.lg.jp/KANSAI/HP/

E-mail:kansai@pref.mie.lg.jp